

乙種防火管理講習（乙種防火管理者資格取得講習）

1 目的

消防法施行令第3条第1項第2号イに定める資格を与えるものとする。

2 日時

令和5年10月11日（水）

受付時間 午前9時00分から午前9時20分まで

講習時間 午前9時30分から午後4時10分まで

3 場所

海部南部消防組合消防本部3階大会議室

愛知県海部郡飛島村大宝五丁目182番地

電話 0567-52-3143

4 受講申込み

令和5年9月1日（金）までに、防火管理講習受講申込書を提出してください。

なお、防火管理講習受講申込書には、写真を1枚貼り付けてください。

写真は6か月以内に撮影したもので、無帽、無背景、正面上三分身像で大きさが縦4cm×横3cmで裏面に氏名を書いてください。

5 受講料（テキスト代）

1,800円

テキストは、講習当日に現金と引換えとなりますので、おつりのないよう準備をお願いします。テキスト代の領収書は当日発行します。

6 講習科目

防火管理の意義及び制度、火気の管理及び監督、施設及び設備の維持管理、防火管理に係る消防計画、防火管理に係る訓練（水消火器）及び教育、効果測定とする。

7 受講対象者

乙種防火管理の資格の取得を希望する者

8 定員

30名程度

9 修了証の交付

全ての科目を修了した者に交付させていただきます。

10 昼食

講習会場には、レストラン等の施設がありませんので、昼食は、各自で準備してください。

11 講習の延期

暴風、大雨、洪水等の各警報、南海トラフ地震に関連する情報のいずれかが、飛島村において午前7時30分の時点で発令されている場合、講習を次のとおり延期します。詳しくは、海部南部消防組合消防本部予防課へ講習日の午前7時30分から午前8時までの間に問い合わせてください。

○延期の場合の講習日時（延期日）

令和5年10月18日（水）

午前9時30分から午後4時10分まで

（受付時間 午前9時00分から9時20分まで）

12 講習の中止

愛知県下に緊急事態宣言等が発令されている場合は、講習を令和5年10月18日（水）に延期しますが、予備日においても継続している場合は中止とします。

問い合わせ先

海部南部消防組合消防本部予防課査察指導係

電話 0567-52-3143（直通）